

【継続申請用】 授業料免除申請者票(兼受理票) 留学生以外提出用

1 申請日 2023年 月 日

2 学籍番号 2 0

3 所属 学群 学類 年次
修士/博士前期/博士後期 研究群 学位プログラム 年次
一貫制博士/3年制博士 課程 研究科 専攻
専門職学位

4 申請者氏名 (所属及び年次は2023年4月1日時点で記入。総合学域群所属の学生は申請時点で記入。)

5 申請区分
申請理由にチェックをしてください
□ 1. 一般(経済的理由)
□ 5. 事情(その他)

学群生は裏面も記入すること!

6 提出書類(チェックリスト)
提出した申請書類等は下欄にチェックしてください。

【学群生】2019年度以前入学の新制度第I区分の学生、2020年度以降入学の新制度第I~III区分の学生はこの欄チェック不要

(1)申請者全員が提出する書類「しおりp.4参照」
□ 筑波大学授業料免除等継続申請書
□ 【継続申請用】授業料免除申請者票(兼受理票) (この書類のことです)
□ 【学群生のみ】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
(2)該当者が提出する書類「しおりp.4参照」
□ 【学群生のみ】A様式1(修学の支援に関する法律による減免申請書)・・・この用紙の裏面参照
□ 【学群生のみ】A様式2(修学の支援に関する法律による継続申請書)・・・この用紙の裏面参照
「申請時において、家族に国立の高等学校以上の就学者がいる場合」
□ 授業料免除実施状況証明書(様式4)
「2023年9月30日時点で修業年限を超過する者」または「申請理由(事情(その他))の申請者」は提出
□ 面接票(様式6)及びその他該当する添付書類

書類の提出について:申請者票を1枚目にし、2枚目以降は上記提出書類の並びの順に重ねてください。A4判に納まらない関係書類は、折り込むなどしてA4判の大きさにして提出してください。

受付者記入欄

切り取り

【継続申請用】 授業料免除申請者票(兼受理票) 学生控用 [結果発表まで保管してください]

1 申請日 2023年 月 日

2 学籍番号 2 0

3 申請者氏名

NO.

申請受理後でも、大学から申請内容の確認や追加書類の提出を指示する場合があります。

受付者記入欄

授業料免除申請者票（兼受理票） 裏面

（以下、学群生のみ記入してください。大学院生は記入不要です。）

学籍番号：

所属：

氏名：

### 日本学生支援機構の給付型奨学金を（下記から1つ選択してチェック）

2022年10月以降、第Ⅰ～Ⅲ区分のいずれかを受給中である。

→A様式2（修学支援新制度継続申請書）が必要。

2023年4月の募集時に新たに申請する予定である（過去に受給無し）。

→A様式1（修学支援新制度申請書）が必要。

2022年10月以降の区分が、給付対象外となった。

→A様式1およびA様式2は提出不要。

以前受給していたが、成績などを理由に廃止になった。

過去に受給したことがなく、2023年4月にも申請する予定はない。

（下記から【申請しない理由】を選択してチェック）

→A様式1およびA様式2は提出不要。

【申請しない理由】新制度の認定要件・基準については、各自で事前に確認しましょう！

高校等卒業後2年を超えてから大学に入学した等、進学までの期間が新制度の認定要件を満たしていないから（例：2018年3月に高校卒業、2021年4月に大学入学）

2023年4月時点で修業年限を超過しており、新制度の認定要件を満たしていないから

在留資格が新制度の認定要件を満たしていないから（在留資格：\_\_\_\_\_）

生計を維持する者の収入が、明らかに新制度の基準を超えている、もしくは以前新制度を申請した際に、収入が基準を超えているため不許可になったから

生計を維持する者の資産が、明らかに新制度の基準を超えている、もしくは以前新制度を申請した際に、資産が基準を超えているため不許可になったから

その他（具体的に：\_\_\_\_\_）

【ポイント】修学支援新制度の授業料免除と給付型奨学金の認定要件（基準）は同一です。  
給付型奨学金の認定要件を満たさない学生、対象外となっている学生は、今回は新制度の授業料免除も申請できません。ただし、筑波大学独自の免除制度で何らかの免除を受けられる可能性はあるので、A様式1・A様式2以外の書類を大学に提出しましょう。